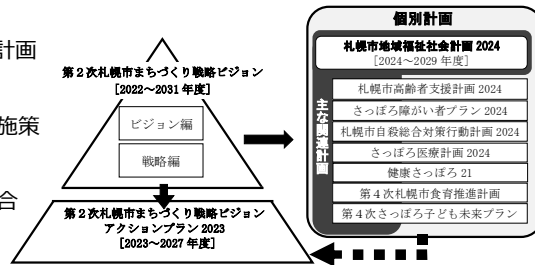


## 第1章 計画の策定にあたって（本書 1～8P）

## 1 計画の位置づけ

- ・社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画
- ・総合計画「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の地域福祉分野の個別計画
- ・各個別計画における地域福祉分野に係る個別施策を盛り込み、連携、調和を図った計画
- ※ 単独計画として策定していた札幌市成年後見制度利用促進基本計画を統合



## 2 計画期間 2024～2029年度までの6年間

## 第2章 計画策定の背景（本書 9～40P）

## 1 国の検討状況 社会福祉法改正(平成30年4月施行、令和5年4月施行)

- ・包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務として規定される。
- ・地域福祉の推進＝「地域共生社会」の実現を目指すものとして明確化される。

## 2 現計画の振り返り

- ・札幌市地域福祉社会計画（第4期）  
新型コロナウイルス感染症等により進捗に影響のあった施策や取組、指標も多くなり、停滞した地域福祉活動を取り戻すための取組を進める必要がある。また、地域福祉活動の担い手の不足について、重要な課題として再認識していくことが求められる。
- ・札幌市成年後見制度利用促進基本計画  
概ね計画に沿って取組を進めており、今後も権利擁護支援を更に推進していく必要がある。

## 3 札幌市の地域福祉分野における現状と課題

## 課題1 地域で支援を必要とする方の増加

高齢化などの社会構造の変化等による、支援を必要とする方の増加  
高齢化率：24.9%（平成27年）⇒27.9%（令和4年）

## 課題2 社会から孤立する世帯の増加

近所付き合いの程度について「挨拶をする程度」「付き合いはない」と答えた方の合計：59.8%（平成28年）⇒65.5%（令和4年）

## 課題3 地域福祉活動の担い手不足

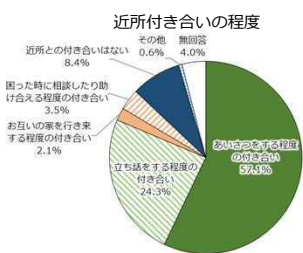
福まち活動者や民生委員・児童委員の充足率の低下  
福まち活動者：13,356人（平成28年）⇒12,003人（令和3年度）  
民生委員充足率：95.2%（平成28年度末）⇒93.8%（令和4年度末）

## 課題4 地域福祉活動の認知度の低下

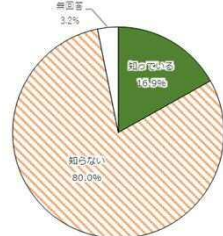
福祉のまち推進センターの認知度：20.3%（平成28年）⇒16.9%（令和4年）  
地域活動に参加していない理由に「情報がないから」と答えた方：45.4%（令和4年）

課題5 複合的な課題・制度の狭間等の課題を抱えた世帯の増加・顕在化  
ケアラー、ダブルケア、8050問題など家族全体の課題を抱える世帯  
ごみ屋敷問題、支援拒否世帯などの既存制度では支援が難しい世帯

地域の福祉活動に関する市民意識調査（令和4年実施）



福祉のまち推進センターの認知度



課題を抱える世帯が支援の手から漏れることがないように、多様な主体の連携強化  
地域福祉活動の認知度上昇や担い手確保に向けた人材確保・広報活動の強化 } が求められる。

## 第3章 計画の理念・目標と体系（本書 41～46P）

## 1 目指すべき地域福祉の方向性

- (1) 地域共生社会の実現  
社会福祉法において明確化された、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会（地域共生社会）の実現」を目指していく。
- (2) 住民に身近な圏域での体制整備  
住民主体の組織を中心とした地域づくりを目指し、新型コロナウイルス感染症により停滞した地域福祉活動のリスタート及び持続可能な地域福祉活動に向けた支援を行っていく。
- (3) 市区圏域での体制整備  
深刻な課題が地域で埋もれることのないよう、関係機関のみならず住民主体の組織とも連携した包括的・重層的な支援が行われるような体制を目指す。

## 2 基本理念・基本目標

<基本理念> 互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、  
みんなで創る安心して暮らし続けられるまち

支える側・支えられる側に分かれることなく、それぞれが可能な範囲で役割を持って地域社会に参加するため、互いに関心をもってつながり、支え合う「共生社会」の実現を目指すことを表現

## 【基本目標Ⅰ】 地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します

孤立を防ぎ、暮らしにくさや困りごとを抱える方が地域で安心して生活できるよう、地域の住民や、関係機関、事業者などによる地域福祉活動の推進に向けた支援を行うとともに地域の防災活動など安全安心で暮らしやすい環境づくりを進める。

施策1	福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援
施策2	住民等による地域福祉活動の推進
施策3	支え合いながら地域で生活するための環境整備

## 【基本目標Ⅱ】 地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます

地域生活における福祉的な課題への対応や成年後見制度の利用促進のため、行政・専門機関などによる相談・支援体制を整備する。

施策4	地域で生活するためのサービスや相談体制の充実
施策5	権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進
施策6	生活困窮者への支援体制の充実

## 【基本目標Ⅲ】 様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します

地域の福祉活動を推進し、地域の様々な福祉的課題に対応していくため、地域住民や、関係機関、事業者、行政などが連携して取り組む。

施策7	地域福祉推進のための連携の取組
-----	-----------------

**第4章 施策の展開** (本書 47~75P)

【レベ】：レベルアップを含む取組 【新規】：新規事業を含む取組 【人・広】：人材確保や広報強化を含む取組

**施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援**

施策の方向性

- ・見守り活動の充実・拡大
- ・課題の解決の調整役の担い手の育成
- ・新たな担い手の確保のための若年層の参加促進や広報策の検討

【新規】  
【レベ】  
その他  
主な  
取組

**【人・広】 地区福祉のまち推進センター及び活動者への支援**  
社会福祉協議会と連携し、活動費助成や研修実施事例集の作成等の支援を継続するほか、新たな担い手の確保につながるよう、子育て世代や子どもが参加しやすい活動の強化や、福まち活動を周知する効果的な広報の手法等を検討・実施していく。

**施策2 住民等による地域福祉活動の推進**

施策の方向性

- ・意識啓発や広報、福祉教育等の充実
- ・地域福祉活動に関する研修や体験事業の実施、活動の相談や調整の取組の充実
- ・地域福祉活動への参加意識の醸成
- ・ボランティア団体やNPOの取組の支援
- ・市民の多様な参加を推進するための寄付文化の醸造
- ・民生委員・児童委員の活動の支援

【新規】  
【レベ】  
その他  
主な  
取組

**【人・広】 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進**  
「事業者等による見守り事業」や「福祉除雪事業」等の取組について、新たな活動者確保のための広報強化や事業PRを強化する。

**【人・広】 民生委員・児童委員活動の支援**  
民生委員・児童委員の活動を円滑に進めるために、必要な情報提供、民生委員児童委員協議会に対する研修会等に対する支援を継続するとともに、新たな担い手の確保のための、活動の負担軽減策や広報の強化に取り組む。

**施策3 支え合いながら地域で生活するための環境整備**

施策の方向性

- ・地域で安心して暮らし続けられる生活基盤の整備
- ・災害時要配慮者に対する避難支援の取組の推進
- ・防災体制の強化及び関係機関との緊密な連携
- ・災害発生時における、ボランティアの円滑な受け入れ体制や医療体制の整備の推進

【新規】  
【レベ】  
その他  
主な  
取組

**【新規】 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施**  
民間の公共的施設のバリアフリー改修費用補助により、バリアフリー化を促進する。

**【新規】 個別避難計画作成の推進**  
避難行動要支援者名簿掲載者のうち、災害危険区域に居住する、重度の要介護者や障がいのある方を対象として、個別避難計画作成の取組を進める。

**【レベ】 災害医療体制の充実・強化**  
北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、医療的な支援を要する患者への災害時の医療提供体制を整備するとともに、医療機関、医師会等との訓練実施により、災害医療体制の充実・強化を図る。

**施策4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実**

施策の方向性

- ・在宅福祉に関するサービスの充実
- ・相談支援体制の充実とわかりやすい情報発信の実施
- ・複合的な福祉課題等を抱えた世帯に対応する取組の推進
- ・専門職の人員確保や資質向上、事業所の情報提供の実施

【新規】  
【レベ】  
その他  
主な  
取組

**【新規】 【レベ】 相談支援機関の充実**  
地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所の相談体制の強化や職員の処遇改善を実施する。  
加えて「自殺総合対策事業」における若年層の自殺防止対策の強化や、「ひきこもり対策推進事業」における相談体制の強化を目指した取組や利用者のニーズ把握に向けた取組を行う。  
また、相談支援機関同士の連携による取組を進め、事例検討や合同出張相談会等を実施する。  
複合的な福祉課題等を抱えた市民に対する支援体制の構築のため設置された支援調整課による組織横断的な対応の取組を推進する。

**施策5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進**

施策の方向性

- ・成年後見制度利用促進に向けた普及啓発の推進と正しい制度理解につながる取組の実施
- ・制度利用が必要な人を利用につなげる支援の実施
- ・権利擁護支援の担い手確保や育成及び後見活動の支援

【新規】  
【レベ】  
その他  
主な  
取組

**【レベ】 地域連携ネットワークづくりに向けた取組**  
権利擁護が必要な人の支援のため構築される地域連携ネットワークについて、中核機関（札幌市成年後見推進センター）がコーディネートの役割を担い、関係機関同士の顔の見える関係性の構築に取り組む。

**【レベ】 後見人となる人材の確保・育成・支援**  
市民後見人の養成や研修などによる継続支援を実施すると共に、活動中の市民後見人に対する適切なサポート体制を構築し、活躍できる機会の創出を目指す。

**施策6 生活困窮者への支援体制の充実**

施策の方向性

- ・生活困窮者の自立に向けた包括的な支援体制の構築と自立相談支援機関における支援プラン策定等の支援の実施
- ・支援機関や住民組織との連携による、生活困窮者の孤立防止のための、発見や支え合いの取組の実施
- ・生活困窮者の働く場や社会参加の場の創出、様々な団体や市民活動と連携した支援ネットワークの構築
- ・生活困窮世帯の子どもの学習意欲と進学意欲の向上
- ・各種事業による本人の状況に応じた支援の提供

【新規】  
【レベ】  
その他  
主な  
取組

**【新規】 家計改善支援事業**  
支援員による家計管理に関する相談、アドバイスの実施や、必要に応じた法律相談や貸付事業等の活用促進によって、生活困窮者の生活の再生や自立を支援する。

**施策7 地域福祉推進のための連携の取組**

施策の方向性

- ・地域福祉活動における多様な主体の連携・協働の推進
- ・複合的な福祉課題等を抱えた世帯へ対応する包括的な支援体制の整備の推進
- ・各地区の福まち活動等におけるノウハウや情報の共有の促進

【新規】  
【レベ】  
その他  
主な  
取組

※基本目標Ⅲ（施策7）については基本目標Ⅰ（施策1～3）、基本目標Ⅱ（施策4～6）の掲載事業から「事業者等による見守り事業」や相談支援機関同士の連携などの多様な主体の連携の推進に係る取組や支援調整課による組織横断的な対応の取組など、連携に関係する取組が再掲される。

**第5章 計画の推進** (本書 77~83P)

**1 計画の推進体制**  
・市民、事業者、行政等の協働による計画の推進  
・社会福祉協議会との連携による事業の推進

**2 計画の進行管理・評価**  
計画の進捗状況等は、適宜、札幌市社会福祉審議会などの附属機関に報告、評価・意見をうけて検証

**3 成果指標**  
計画の成果を客観的に確認するため、施策ごとに成果指標を設定、目標への進捗を検証

	指標	基準(2022年度)	目標(2029年度)
施策1	見守り活動を実施・継続する地区の割合	97.75%	100%
施策2	地域活動に参加したことがある市民の割合	39.6%	45%
施策3	心のバリアフリーの理解度	26.6%	60%
	個別避難計画作成の対象者に対して働きかけを行った割合	-	100%
施策4	生活や健康・福祉の相談先として地域包括支援センターを選択する市民の割合	12.1%	16%
	障がい者相談支援事業所の相談者の課題解決件数 ※単年度	-	5,640件
施策5	成年後見制度の市民の認知度(制度内容を知っている市民の割合)	35.5%	50%
施策6	生活就労支援センター利用者のうち就労・増収となった人数 ※単年度	502人	1,300人
施策7	複合的な福祉課題等を抱える市民の支援方針が決まった割合(支援調整課で対応したもの)	100%	100%